

第10 中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移

(平成24年2月1日現在)

1 集団による訪日調査によるもの

区 分 (実施時期)	訪 日 人 員	う ち 判 明	判 明 率
第1次 (昭56.3)	47人	30人	63.8%
第2次 (昭57.2~3)	60	45	75.0
第3次 (昭58.2~3)	45	25	55.6
第4次 (昭58.12)	60	37	61.7
第5次 (昭59.2~3)	50	27	54.0
第6次 (昭59.11~12)	90	39	43.3
第7次 (昭60.2~3)	90	39	43.3
第8次 (昭60.9)	135	41	30.4
第9次 (昭60.11~12)	135	34	25.2
第10次 (昭61.2~3)	130	34	26.2
第11次 (昭61.6)	200	80	40.0
第12次 (昭61.9)	200	64	32.0
第13次 (昭61.10~11)	100	34	34.0
第14次 (昭61.12)	42	15	35.7
第15次 (昭62.2~3)	104	28	26.9
昭62-1 (昭62.11)	50	10	20.0
昭62-2 (昭63.2~3)	50	13	26.0
昭63-1 (昭63.6~7)	35	12	34.3
昭63-2 (平元.2~3)	57	9	15.8
平成元年 (平2.2~3)	46	12	26.1
平成2年 (平2.11~12)	37	4	10.8
平成3年 (平3.11~12)	50	6	12.0
平成4年 (平4.11~12)	33	4	12.1
平成5年 (平5.10~11)	32	5	15.6
平成6年 (平6.11~12)	36	5	13.9
平成7年 (平7.10~11)	67	7	10.4
平成8年 (平8.10~11)	43	4	9.3
平成9年 (平9.10)	45(1)	3	6.8
平成10年 (平10.11)	27	5	18.5
平成11年 (平11.11)	20	2	10.0
計	2116(1)	673	31.8

注：()内の1人は、訪日後、日本人孤児を取り消された者で内数

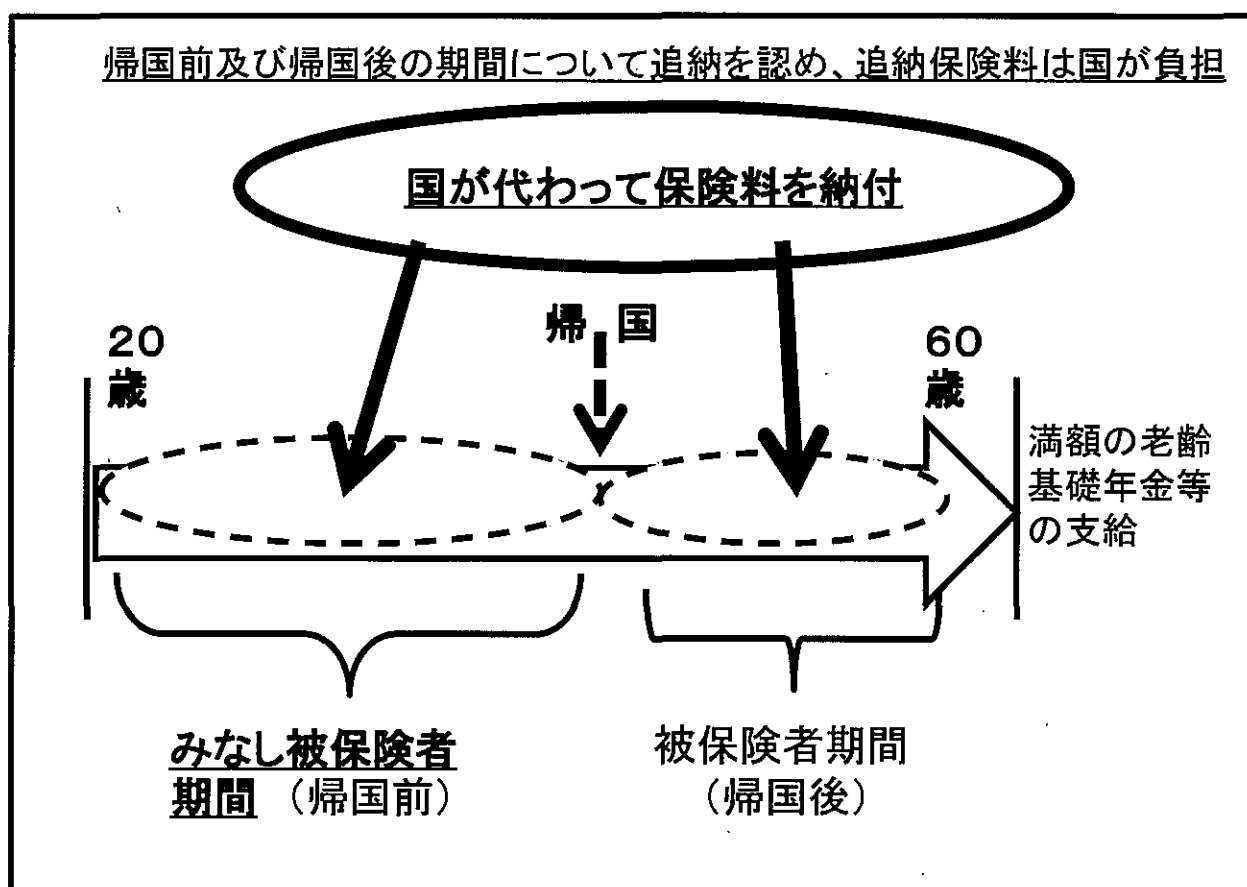
2 訪日対面調査によるもの

区 分	情報公開人員	う ち 判 明	判 明 率
平成12年 (平12.11)	20人	3人	15.0%
平成13年 (平13.11)	20	4	20.0
平成14年 (平14.11)	6	1	16.7
平成15年 (平16.2)	10	1	10.0
平成16年 (平16.11)	12	1	8.3
平成17年 (平17.11)	5	0	0.0
平成18年 (平18.11)	7	0	0.0
平成19年 (平19.11)	4	1	25.0
平成20年 (平20.11)	3	1	33.3
平成21年 (平21.11)	1	0	0.0
平成23年 (平23.11~12)	1	0	0.0
計	89	12	13.5

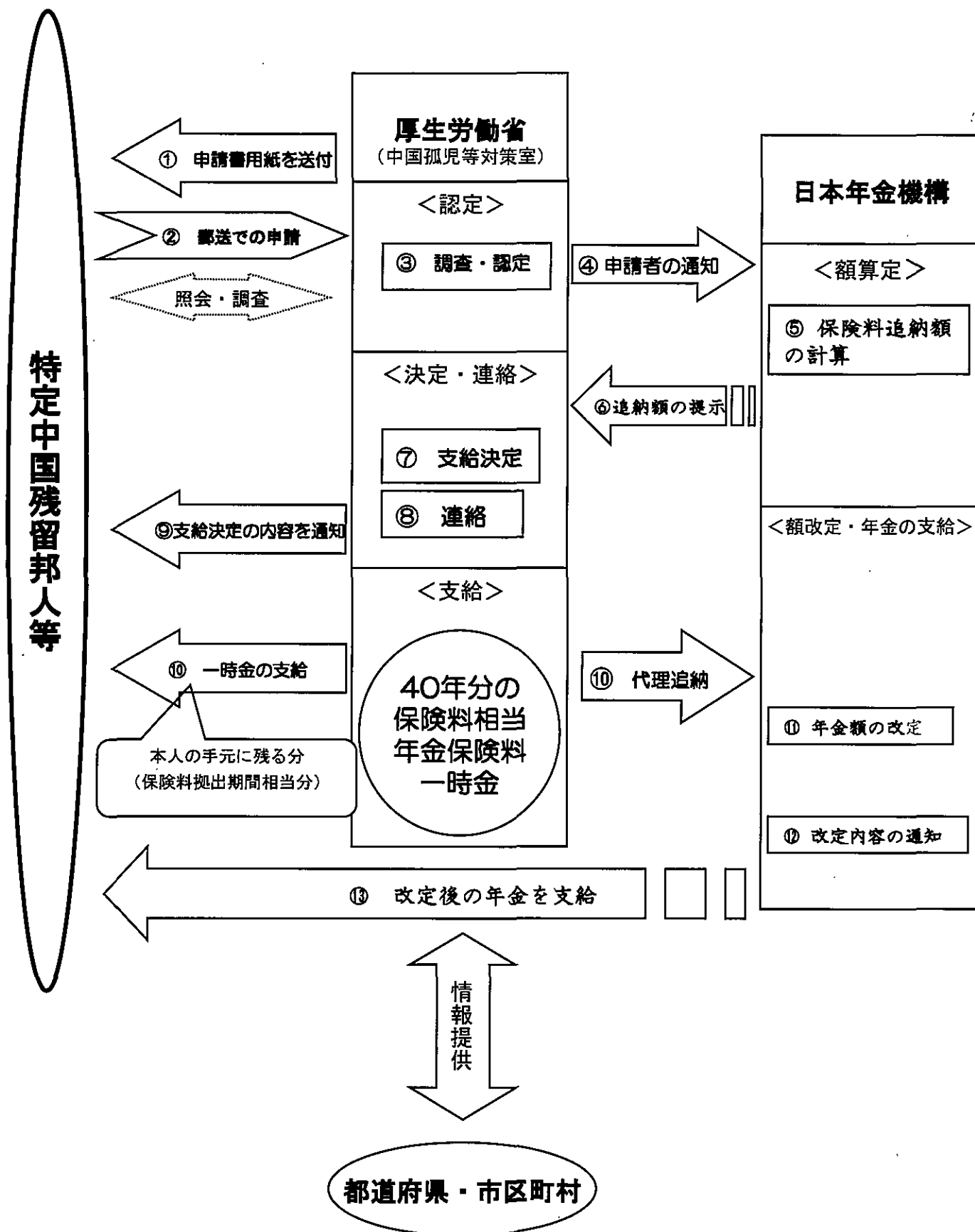
注：平成22年は、情報公開者が無かったため訪日対面調査は行っていない。

第11 特定中国残留邦人等に対する一時金の支給について

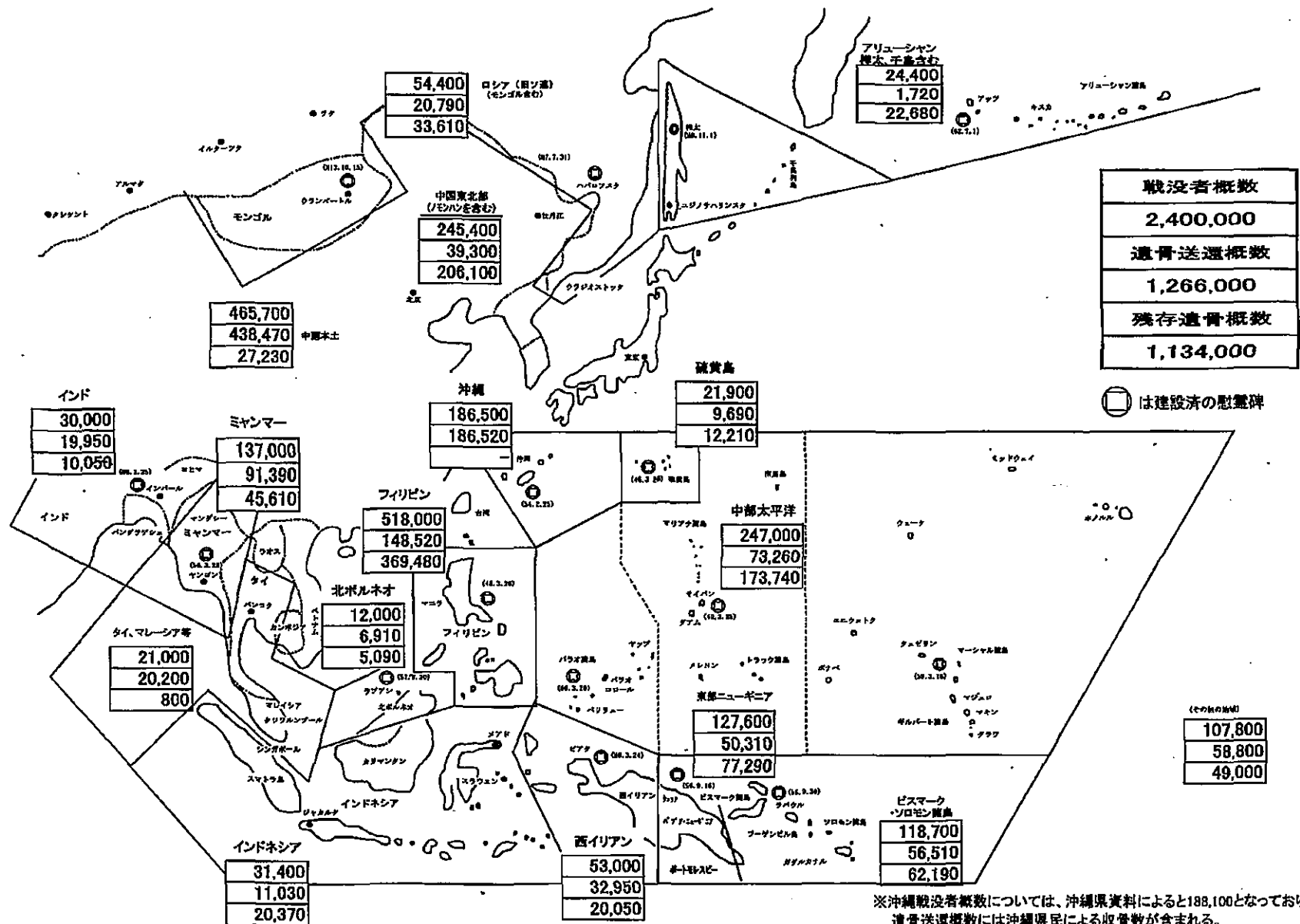
- ① 永住帰国した中国残留邦人等で一定の要件を満たす者（特定中国残留邦人等）は、帰国前の国民年金制度に加入できなかった期間及び帰国後の期間について、保険料を追納できる。
- ② 国は、特定中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等を受給可能とするため、帰国前及び帰国後の被保険者期間（最大40年）に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給する。その中から既に保険料を本人が納付している額を控除し、本人に代わって日本年金機構に追納する。なお、当該控除額については、本人に直接支給する。



第12 一時金申請から年金額改定までの流れ（フローチャート）



第13 地域別戦没者概見図(平成24年1月末現在)



第14 平成23年度戦没者遺骨帰還等実施状況

平成24年1月末現在

1. 遺骨帰還、応急、受領、調査、協議

地 域	実 施 期 間	派 遣 人 員 (人)			遺骨送 還数(柱)	備 考
		政府職員	民間協力者	計		
【ソ連抑留中死亡者】						
アムール(調査)	23.5.16～5.30	2	0	2	0	
沿海(調査)	23.5.19～5.26	2	0	2	0	
ハバロフスク(調査)	23.5.23～6.3	2	0	2	0	
ザバイカル(調査)	23.6.17～6.27	2	0	2	0	
モスクワ(協議)	23.7.2～7.6	2	0	2	0	政務官
イルクーツク(帰還)	23.7.11～7.26	2	4	6	16	
沿海(帰還)	23.7.17～8.5	3	5	8	86	
ハバロフスク(帰還)	23.7.18～8.2	2	4	6	19	
アムール(帰還)	23.7.18～8.2	2	3	5	35	
ザバイカル(応急)	23.7.18～8.1	3	0	3	12	
カザフスタン(協議)	23.7.31～8.4	3	0	3	0	
ハバロフスク(応急)	23.8.22～9.9	2	0	2	42	
沿海(応急)	23.8.28～9.15	2	0	2	86	
ケメロボ(調査)	23.10.11～10.22	2	0	2	0	
小 計		31	16	47	296	
【南方地域等】						
フィリピン(調査)	23.4.24～4.28	2	0	2	0	
硫黄島(調査)	23.5.11～5.19	2	0	2	0	
東部ニューギニア(調査)	23.5.25～6.1	2	0	2	0	
ノモンハン(調査)	23.6.6～6.18	2	0	2	0	
パラオ諸島(応急)	23.6.20～6.30	2	0	2	0	
沖縄(協議)	23.6.28～7.1	2	0	2	0	
サイパン(調査)	23.6.26～7.5	2	0	2	0	
インドネシア(協議)	23.8.21～8.24	2	0	2	0	
ノモンハン(帰還)	23.8.22～9.6	2	6	8	129	
ビスマーク・ソロモン諸島(応急)	23.8.24～9.6	3	0	3	38	
サイパン(応急)	23.8.28～9.12	3	4	7	575	
フィリピン(調査)	23.9.13～9.17	2	0	2	0	
マーシャル諸島(応急)	23.9.17～9.30	3	1	4	7	
硫黄島(検収)	23.10.4～10.5	3	0	3	0	
インドネシア(協議)	23.10.23～10.28	2	0	2	0	
ミャンマー(応急)	23.10.23～11.4	2	0	2	7	
フィリピン(調査)	23.11.6～11.10	2	0	2	0	
硫黄島(調査)	23.11.8～11.9	6	0	6	0	補佐官
沖縄(調査)	23.11.28～11.29	2	0	2	0	
硫黄島(同行)	23.11.29～12.2	2	0	2	0	補佐官
硫黄島(第1回帰還)	23.11.24～12.7	10	51	61	155	
インドネシア(協議)	23.12.12～12.15	2	0	2	0	
パラオ諸島(応急)	23.12.12～12.20	2	0	2	6	
硫黄島(開削準備)	23.12.6～12.21	1	0	1	0	
硫黄島(第1回開削)	24.1.10～1.25	2	0	2	0	
インド(応急)	24.1.15～1.26	2	0	2	9	
インドネシア(協議)	24.1.16～1.21	2	0	2	0	
東部ニューギニア(帰還)	24.1.25～2.9	2	7	9		
小 計		71	69	140	926	
合 計		102	85	187	1,222	

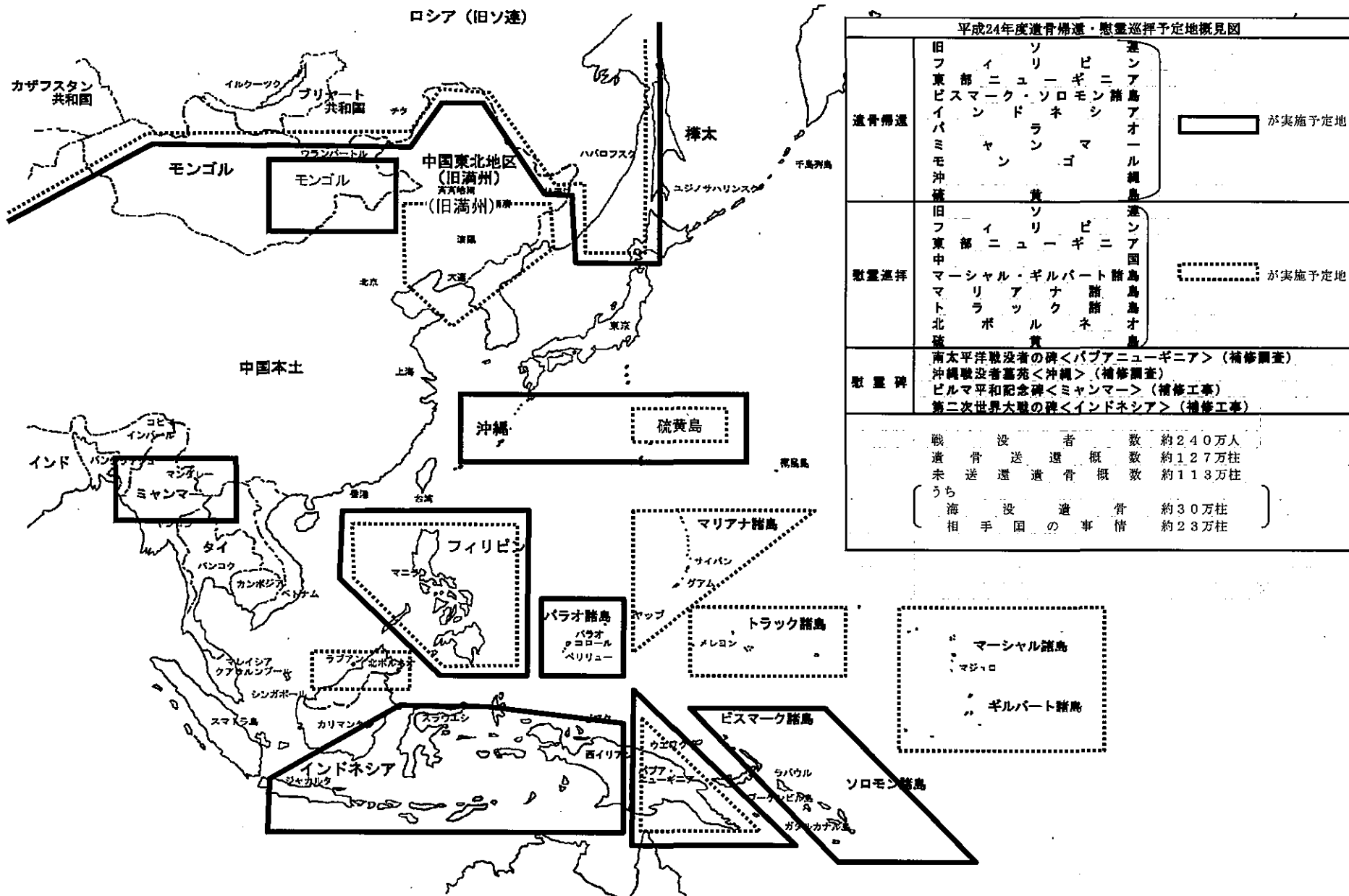
平成24年1月末現在

2 慰霊巡拝

地 域	実施期間	派遣人員 (人)			ほか、弾力的運用による参加者※2	備 考
		政府職員	遺 族 ※1	計		
【ソ連抑留中死亡者等】						
ウクライナ	H23. 8. 29 ~ 9. 5	2	3	5	0	
ハバロフスク	H23. 9. 9 ~ 9. 16	2	13	15	2	
アムール	H23. 9. 9 ~ 9. 16	3	7	10	1	
沿海	H23. 9. 29 ~ 10. 6	2	13	15	0	
小 計		9	36	45	3	
【南方地域等】						
モンゴル	H23. 9. 7 ~ 9. 12	4	17	21	0	
中国東北地区	H23. 9. 5 ~ 9. 15	1	11	12	2	
パラオ	H23. 9. 29 ~ 10. 6	2	14	16	1	介助者2名
インドネシア	H23. 10. 13 ~ 10. 21	2	12	14	1	
ビスマーク・ソロモン諸島	H23. 10. 29 ~ 11. 5	2	15	17	0	
東部ニューギニア	H23. 11. 12 ~ 11. 19	3	14	17	2	
フィリピン	H24. 2. 15 ~ 2. 24				0	介助者1名
硫黄島①	H23. 12. 13 ~ 12. 14	13	67	80	15	
硫黄島②	~		0	0		
硫黄島③	~		0	0		
小 計		27	150	177	21	
合 計		36	186	222	24	

※1 遺族数に介助者は含まず

※2 補助金を支給しない、子・兄弟姉妹の配偶者及び孫の数



第16 都道府県別DNA鑑定結果

平成24年1月末日現在

県コード	都道府県	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	89	42	40	7	
2	青森県	40	24	13	3	
3	岩手県	53	22	27	4	
4	宮城県	21	11	8	2	
5	秋田県	23	7	13	3	
6	山形県	38	13	23	2	
7	福島県	32	14	14	4	
8	茨城県	32	14	17	1	
9	栃木県	20	13	6	1	
10	群馬県	21	13	7	1	
11	埼玉県	80	40	37	3	
12	千葉県	79	37	39	3	
13	東京都	119	51	59	9	
14	神奈川県	76	27	49	0	
15	新潟県	36	12	20	4	
16	富山県	19	10	6	3	
17	石川県	13	8	4	1	
18	福井県	6	4	2	0	
19	山梨県	14	10	4	0	
20	長野県	40	19	17	4	
21	岐阜県	34	11	19	4	
22	静岡県	45	28	15	2	
23	愛知県	49	31	15	3	
24	三重県	23	13	8	2	
25	滋賀県	14	6	8	0	
26	京都府	23	10	11	2	
27	大阪府	63	38	20	5	
28	兵庫県	53	29	21	3	
29	奈良県	17	13	2	2	
30	和歌山県	19	15	4	0	
31	鳥取県	8	2	6	0	
32	島根県	27	15	8	4	
33	岡山県	34	17	16	1	
34	広島県	104	51	39	14	
35	山口県	36	27	8	1	
36	徳島県	10	4	4	2	
37	香川県	8	3	3	2	
38	愛媛県	23	12	9	2	
39	高知県	24	9	13	2	
40	福岡県	57	36	21	0	
41	佐賀県	7	3	4	0	
42	長崎県	12	6	6	0	
43	熊本県	22	15	7	0	
44	大分県	19	5	13	1	
45	宮崎県	22	16	5	1	
46	鹿児島県	35	22	13	0	
47	沖縄県	13	3	9	1	
99	日本国外	1	1	0	0	
計		1,653	832	712	109	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない
申請数は平成11～22年収容分の数字であり、流動的なので参考程度にしてください。

第17 戦没者遺骨の伝達実績(都道府県別過去5ヵ年)

平成24年1月末日現在

県コード	都道府県名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計
1	北海道	6	4	4	2	3	19
2	青 森	1	2	1		2	6
3	岩 手	6	3	1		1	11
4	宮 城	1	1	3			5
5	秋 田	1	2	1	1		5
6	山 形	3	2	1		1	7
7	福 島	1	1	1			3
8	茨 城	4	2	1		1	8
9	栃 木		1	2	2		5
10	群 馬	4	4				8
11	埼 玉	4	8	4	3		19
12	千 葉	11	4	3	1	1	20
13	東 京	15	11	5	2		33
14	神奈川	5	6	2	1	2	16
15	新 潟		3	5			8
16	富 山	2	1	3	2		8
17	石 川	1	2	1	1	1	6
18	福 井		3				3
19	山 梨	2	1	1	1		5
20	長 野	3	10	1			14
21	岐 阜	3	2	2			7
22	静 岡	5	10	2	3		20
23	愛 知	8	1	5	4		18
24	三 重	4	2				6
25	滋 賀	1	1				2
26	京 都		2	2	1		5
27	大 阪	7	8	4	4		23
28	兵 庫	4	3	2	1	3	13
29	奈 良	2		2			4
30	和歌山	3	1	1	2		7
31	鳥 取	1					1
32	島 根	4	1	1	2	1	9
33	岡 山		5	1	1		7
34	広 島	17	14	4	4	1	40
35	山 口	2	7			4	13
36	徳 島	1			1		2
37	香 川			1			1
38	愛 媛		3	3	1		7
39	高 知	1	3				4
40	福 岡	8	4	2	4		18
41	佐 賀	1	1				2
42	長 崎	2	1	2			5
43	熊 本	1	7			3	11
44	大 分		2	2			4
45	宮 崎	5	2	4	1	1	13
46	鹿児島	4	7	1	1	1	14
47	沖 縄		1	1	1		3
99	日本国外				1		1
計		154	159	82	48	26	469

注1: 国費によるDNA鑑定により判明した伝達数である。

注2: 年度別の伝達実績数であり、判明数ではない。

注3: 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。

第18 平成24年度の援護年金額

I 障害年金の額（平成23年度と同額）

1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成24年4月からの額	現行額	平成24年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	現行どおり	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	現行どおり
第1項症	5,723,000円	現行どおり	4,363,000円	現行どおり
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円	現行どおり	1,571,100円	現行どおり
第1款症	1,853,000円		1,428,200円	
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成24年4月からの額
特別項症 ～ 第1款症	配偶者	193,200円	現行どおり
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000	現行どおり
第2款症 ～ 第5款症	妻	193,200円	現行どおり

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

3 特別加給

障害の程度	現行額	平成24年4月からの額
特別項症	270,000円	現行どおり
第1項症		
第2項症	210,000円	現行どおり

II 障害一時金の額（平成23年度と同額）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成24年4月からの額	現行額	平成24年4月からの額
第1款症	6,088,000円	現行どおり	4,640,900円	現行どおり
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

III 遺族年金・遺族給与金の額（平成23年度と同額）

1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者	
	現行額	平成24年4月からの額	現行額	平成24年4月からの額
遺族年金・給与金	1,966,800円	現行どおり	72,000円	現行どおり
特例遺族年金・給与金			56,400円	
平病死遺族年金・給与金	1,573,500円		-	-
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上 ・勤務関連傷病第2款症以下	557,600円 456,400円		-	-
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡 ・勤務関連傷病併発死亡	456,400円 335,000円		-	-

2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成24年4月からの額	備考
配偶者	193,200円	現行どおり	昭和28年法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000円	現行どおり	

※(例)死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることになる内縁の妻。

第19 第九回特別弔慰金失権者リストに基づく請求受付の状況

平成24年1月末現在

	個別案内送付件数の内訳				請求受付	
	公務扶助料失権者	援護年金失権者	旧令共済失権者	総計 A	件数 (援護(国債) システム集計)	割合 (Aに対する割合)
北海道	831	156		987	737	75%
青森	462	73	1	536	414	77%
岩手	658	86	2	746	547	73%
宮城	750	138		888	620	70%
秋田	476	79	3	558	484	87%
山形	491	73		564	437	77%
福島	752	89		841	668	79%
茨城	992	139		1,131	886	78%
栃木	581	57		638	444	70%
群馬	513	68	1	582	458	79%
埼玉	1586	171	2	1,759	1,309	74%
千葉	1751	225	5	1,981	1,520	77%
東京	2283	353	2	2,638	1,899	72%
神奈川	1828	283		2,111	1,625	77%
新潟	1059	156		1,215	951	78%
富山	584	66		650	506	78%
石川	515	101	1	617	506	82%
福井	519	61	1	581	456	78%
山梨	344	26		370	279	75%
長野	798	94		892	665	75%
岐阜	870	105	2	977	801	82%
静岡	1393	251	2	1,646	1,316	80%
愛知	2209	321	30	2,560	1,983	77%
三重	1045	135	4	1,184	955	81%
滋賀	604	65	1	670	513	77%
京都	1073	153	4	1,230	932	76%
大阪	2494	429	12	2,935	2,282	78%
兵庫	1860	311	3	2,174	1,664	77%
奈良	657	60	2	719	550	76%
和歌山	711	113	1	825	677	82%
鳥取	392	44		436	348	80%
島根	647	85	1	733	578	79%
岡山	983	182	2	1,167	913	78%
広島	1487	552	24	2,063	1,565	76%
山口	877	173	13	1,063	789	74%
徳島	586	74		660	508	77%
香川	699	87	1	787	610	78%
愛媛	821	143	3	967	747	77%
高知	696	99	1	796	585	73%
福岡	1940	270	7	2,217	1,648	74%
佐賀	507	64		571	399	70%
長崎	660	229	1	890	654	73%
熊本	1145	143	4	1,292	989	77%
大分	659	105	3	767	578	75%
宮崎	782	122	1	905	669	74%
鹿児島	1153	216		1,369	1,012	74%
沖縄	1127	1,353	1	2,481	1,858	75%
総計	45,850	8,378	141	54,369	41,534	76%

※各都道府県における個別案内送付の件数は、別紙「対象者都道府県別区分けルール」のとおりです。

※公務扶助料失権者については、転給遺族の467件は対象外として除いた。

第20-1 第十三回特別給付金(か号)対象者リストに基づく請求受付の状況

平成24年1月末現在

	個別案内送付件数の内訳				請求受付	
	恩給	援護年金	旧令共済	総計 A	件数 (援護(国債) システム集計)	割合 (Aに対する割合)
北海道	146	6	0	152	103	68%
青森	57	6	1	64	41	64%
岩手	92	5	0	97	62	64%
宮城	118	12	0	130	66	51%
秋田	64	2	0	66	62	94%
山形	99	0	0	99	64	65%
福島	158	4	0	162	116	72%
茨城	166	3	0	169	137	81%
栃木	83	4	0	87	68	78%
群馬	85	2	0	87	66	76%
埼玉	135	5	0	140	91	65%
千葉	136	3	0	139	89	64%
東京	254	7	0	261	170	65%
神奈川	175	11	0	186	112	60%
新潟	178	11	0	189	129	68%
富山	66	1	0	67	39	58%
石川	68	2	0	70	53	76%
福井	64	0	0	64	45	70%
山梨	36	1	0	37	14	38%
長野	164	6	0	170	140	82%
岐阜	157	4	0	161	109	68%
静岡	169	5	1	175	116	66%
愛知	244	12	1	257	180	70%
三重	109	6	0	115	100	87%
滋賀	60	1	0	61	40	66%
京都	122	3	0	125	78	62%
大阪	194	9	0	203	141	69%
兵庫	197	10	0	207	130	63%
奈良	60	5	1	66	41	62%
和歌山	102	1	0	103	78	76%
鳥取	51	1	0	52	39	75%
島根	88	4	0	92	62	67%
岡山	168	5	0	173	123	71%
広島	174	7	0	181	113	62%
山口	110	6	0	116	81	70%
徳島	86	1	0	87	62	71%
香川	100	4	0	104	69	66%
愛媛	97	4	0	101	75	74%
高知	113	1	0	114	87	76%
福岡	222	9	0	231	143	62%
佐賀	77	2	0	79	48	61%
長崎	129	7	0	136	89	65%
熊本	173	5	0	178	131	74%
大分	82	3	0	85	56	66%
宮崎	98	7	0	105	73	70%
鹿児島	238	13	2	253	174	69%
沖縄	68	14	0	82	54	66%
海外	2	0	0	2		0%
総計	5,834	240	6	6,080	4,159	68%

第20-2 第二十五回特別給付金対象者リストに基づく請求受付の状況

平成24年1月末現在

	個別案内送付件数の内訳				請求受付	
	恩給	援護年金	旧令共済	総計 A	件数 (援護(国債) システム集計)	割合 (Aに対する割合)
北海道	2	0	0	2	2	100%
青森	1	0	0	1	1	100%
岩手	1	0	0	1	0	0%
宮城	2	0	0	2	1	50%
秋田	0	0	0	0	0	-
山形	0	0	0	0	0	-
福島	1	1	0	2	2	100%
茨城	1	1	0	2	2	100%
栃木	0	0	0	0	0	-
群馬	1	0	0	1	1	100%
埼玉	1	0	0	1	0	0%
千葉	2	1	0	3	2	67%
東京	1	2	0	3	3	100%
神奈川	3	1	0	4	3	75%
新潟	0	0	0	0	0	-
富山	0	0	0	0	0	-
石川	0	0	0	0	0	-
福井	0	0	0	0	0	-
山梨	1	0	0	1	1	100%
長野	1	0	0	1	0	0%
岐阜	1	0	0	1	1	100%
静岡	4	2	0	6	6	100%
愛知	3	0	0	3	1	33%
三重	1	0	0	1	1	100%
滋賀	0	0	0	0	0	-
京都	0	1	0	1	0	0%
大阪	2	2	0	4	2	50%
兵庫	1	0	0	1	1	100%
奈良	0	0	0	0	0	-
和歌山	0	0	0	0	0	-
鳥取	0	0	0	0	0	-
島根	0	0	0	0	0	-
岡山	0	0	0	0	0	-
広島	1	3	0	4	3	75%
山口	0	0	0	0	0	-
徳島	1	0	0	1	0	0%
香川	4	0	0	4	4	100%
愛媛	2	0	0	2	2	100%
高知	0	0	0	0	0	-
福岡	5	0	0	5	5	100%
佐賀	1	0	0	1	1	100%
長崎	3	0	0	3	3	100%
熊本	2	0	0	2	1	50%
大分	1	1	0	2	2	100%
宮崎	3	0	0	3	2	67%
鹿児島	0	0	0	0	0	-
沖縄	2	0	0	2	2	100%
海外	0	0	0	0	-	-
総計	55	15	0	70	55	79%

第21 都道府県別援護年金受給者数

平成23年12月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合 計
北海道	27	142	41	210
青 森	5	101	18	124
岩 手	18	134	21	173
宮 城	21	180	32	233
秋 田	3	72	7	82
山 形	9	78	17	104
福 島	19	109	30	158
茨 城	16	109	39	164
栃 木	9	81	15	105
群 馬	7	86	13	106
埼 玉	29	164	51	244
千 葉	20	215	49	284
東 京	77	330	93	500
神奈川	34	259	66	359
新 潟	17	189	31	237
富 山	10	67	8	85
石 川	14	141	24	179
福 井	11	95	13	119
山 梨	7	36	18	61
長 野	23	145	28	196
岐 阜	14	158	36	208
静 岡	41	256	54	351
愛 知	59	316	146	521
三 重	26	198	38	262
滋 賀	8	94	18	120
京 都	21	160	45	226
大 阪	46	373	73	492
兵 庫	37	330	67	434
奈 良	8	99	27	134
和歌山	19	116	25	160
鳥 取	6	85	12	103
島 根	14	121	24	159
岡 山	44	231	54	329
広 島	196	372	227	795
山 口	47	209	66	322
徳 島	11	115	19	145
香 川	16	135	21	172
愛 媛	24	169	36	229
高 知	23	200	18	241
福 岡	42	323	82	447
佐 賀	10	95	29	134
長 崎	60	192	133	385
熊 本	37	181	52	270
大 分	19	136	29	184
宮 崎	16	173	56	245
鹿 児 島	57	366	77	500
沖 縄	478	427	1,341	2,246
外国居住	13	9	17	39
合 計	1,768	8,372	3,436	13,576

第22 旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表

(1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成24年1月末現在

区分	平成21年度 迄累計	平成22年度	平成23年度 (平24.1末)	計
1. 加算改定	816,242	8	4	816,254
2. 一時恩給	696,368	229	147	696,744
3. 普通恩給	1,126,345	44	37	1,126,426
4. その他	3,157,454	134	65	3,157,653
計	5,796,409	415	253	5,797,077

※

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定をいう。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給(一時扶助料を含む)をいう。

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給(普通扶助料を含む)をいう。

「その他」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で、上記以外の恩給をいう。

(2)各都道府県から厚生労働省への進達件数(旧陸軍関係)

平成24年1月末現在

区分 県別	一時恩給 進達件数			その他 進達件数		
	21年度	22年度	23年度 (H24.1末)	21年度	22年度	23年度 (H24.1末)
1 北海道	19	12	10	13	7	7
2 青森	4	4	1		4	4
3 岩手	4	4	5	1	1	
4 宮城	7	9		3	6	
5 秋田	5	5	5	2	2	2
6 山形	6	4		3	1	
7 福島	12	2	2	7	2	
8 茨城	7	3		2	3	3
9 栃木		4	1	2	1	1
10 群馬	6	4	1	1	2	2
11 埼玉	7	8	1	5	1	1
12 千葉	17	6	2	4	3	3
13 東京	46	31	18	15	8	
14 神奈川	3	10	2	1	1	1
15 新潟	14	29	37	5	2	2
16 富山	5				1	
17 石川	6	2	1	1		1
18 福井	6	2	1	2		2
19 山梨	7	10	19	5		3
20 長野	5	3	3	7	6	1
21 岐阜	2			7	5	2
22 静岡	10	9	7	3	6	1
23 愛知	13	5	5	7	9	
24 三重	3	1	3	1	2	
25 滋賀	1	3	1	2	1	
26 京都	3	5		3	2	1
27 大阪	19	14	3	7	6	7
28 兵庫	24	21	8	8	10	7
29 奈良	2	2	2			
30 和歌山	2	4	3	4	3	3
31 鳥取		2	1			
32 島根	1					
33 岡山	2	2	2	2	1	3
34 広島	6	5	2	2	2	3
35 山口	6	3	1	3		1
36 徳島	3					
37 香川	3	3	4	5	3	
38 愛媛	5	5	3	2	3	2
39 高知	9	3	3	2	2	1
40 福岡	12	6	1	10	2	2
41 佐賀	2	2	1			1
42 長崎	1	3	2	4	1	2
43 熊本	10	6		3	1	1
44 大分	5	3	1	2	1	
45 宮崎	2			3		
46 鹿児島	18	8	4		3	2
47 沖縄	2		2			
合 計	352	267	168	159	114	72
備 考	1 本表は、各都道府県から厚生労働省へ進達された旧陸軍関係の数を表したものである。 2 一時恩給には一時扶助料及び一時金(遺族一時金)が含まれている。 3 その他には、加算改定、普通恩給、普通扶助料、傷病恩給、公務扶助料等が含まれている。					

第23 援護関係資料の国立公文書館への移管について

《趣旨・目的》

○旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。

○これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5カ年で、電子化を図った上で、原本は、原則として、国立公文書館へ移管することとしている。

（平成23年度から5カ年計画で移管）

厚生労働省

戦没者等援護関係資料
（留守名簿、履歴原表、死亡者連名簿等）

国立公文書館

○電子化した資料に基づき、引き続き援護関係業務を実施

《移管後の資料》

○移管後の資料は、国立公文書館で特定歴史公文書等として原則永久保存

○利用請求がなされた場合は、個人情報等の利用制限事由を除き、利用者へ公開

第24 未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表

1 地域別内訳（平成24年1月末現在）

（単位：人）

身 分 地 域		軍 人 軍 属		一般邦人	合 計
		陸 軍	海 軍		
旧ソ連	旧ソ連(本土)	1		* 6	7
	樺太			* 38	38
中 国		11		* 237	248
北 朝 鮮				41	41
その他南方等	ミャンマー(ビルマ)	1			1
	マリア諸島			1	1
	韓国			5	5
合 計		13	0	328	341

（注）＊印は中国孤児等対策室が担当、それ以外は調査資料室

2 年次（最終消息）別内訳（平成24年1月末現在）

（単位：人）

資料年次 地 域	昭和30年以前 に最終生存資料 のある者	昭和31年～平 成15年の間に 最終生存資料の ある者	平成16年以降 に最終生存資料 のある者	合 計
旧ソ連	9	36	0	45
中 国	194	51	3	248
北 朝 鮮	4	34	3	41
そ の 他 (南方等)	7	0	0	7
合 計	214	121	6	341

第25 旧ソ連抑留者登録カードによる抑留中死亡者特定数

平成24年1月31日現在

都道府県	特定数
北海道	98
青森県	39
岩手県	55
宮城県	36
秋田県	40
山形県	63
福島県	68
茨城県	61
栃木県	41
群馬県	44
埼玉県	51
千葉県	84
東京都	165
神奈川県	65
新潟県	77
富山県	38
石川県	26
福井県	18
山梨県	22
長野県	69
岐阜県	43
静岡県	73
愛知県	89
三重県	38
滋賀県	22
京都府	30
大阪府	90
兵庫県	66
奈良県	26
和歌山県	42
鳥取県	18
島根県	31
岡山県	46
広島県	98
山口県	83
徳島県	42
香川県	43
愛媛県	60
高知県	32
福岡県	85
佐賀県	43
長崎県	41
熊本県	68
大分県	50
宮崎県	28
鹿児島県	51
沖縄県	8
合計	2,506